

(証人等調書)

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書		裁判所書記官印
(この調書は、第 2 回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成 <sup>14</sup> 15 年 ( 7 ) 第 <sup>19276</sup> 6732 号 <sub>16</sub> <sub>104</sub>	
期 日	平成 17 年 10 月 17 日 (午前・午後 10 時 00 分)	
氏 名	グステイ・アスナン	
年 齢	43 歳 (1962 年 8 月 12 日生)	
住 所	[Redacted Address]	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長 (官) は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長 (官) は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長 (官) の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
<input type="checkbox"/> 別紙速記録のとおり <input type="checkbox"/> 別紙反訳書のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙記載のとおり		
以 上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん  
宣

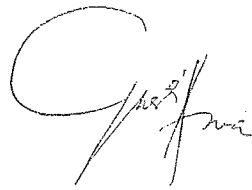
せい  
誓

りょうしん <sup>したが</sup> <sup>しんじつ</sup> の <sup>なにごと</sup>  
良心に従って真実を述べ、何事

かく <sup>いつわ</sup> の  
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか  
誓います。

氏 名 GUSTI ASNAN



印

S u m p a h

Aku bersumpah, sesuai hati nuraniku, bahwa aku akan mengatakan yang benar, dan tidak menyembunyikan apapun dan tidak berbicara bohong.

原告ら復代理人奥村

証人の経歴ですが、これは別に出していただいている経歴書に書いてあるとお  
りということでよろしいですか。

はい。

証人の専門分野は、スマトラ島中部にあるミナンカバウ民族の歴史と文化と  
いうことでよろしいでしょうか。

はい、そうです。

このミナンカバウ文化に関するこれまでの研究業績も、別紙の業績書に書い  
ていただいているとおりでということよろしいでしょうか。

はい、そうです。

今回、住民移転がなされた後のコトパンジャン地域の状況ですが、これは証  
人は直接見ておられますね。

はい、自分で見ました。

移転した後の、今のコトパンジャン地域には何回くらい行ってますか。

4回です。

今年になってからも行かれたことがありますか。

はい、今年と去年です。

そうしましたら、ミナンカバウ文化の概要についてお聞きするんですが、こ  
の文化を担ってるミナンカバウ民族が住んでいる地域は、どのような地域で  
しょうか。

この住民たちの住んでる場所は、スマトラの中部地方です。そしてこ  
この人たちのアイデンティティーというのは西スマトラ州に住んでる  
人たちとほぼ同じですけども、一部はリアウ州やジャンビー州の人た  
ちと同じようなアイデンティティーを持っています。

今、通訳で「この住民たち」と最初におっしゃったんですが、これは。

ミナンカバウ人です。

甲B第61号証の1を示す

証人が作成した意見書にこのような地図を添付してもらっていますが、この地図に記載されたミナンカバウ王国の範囲がミナンカバウ文化の範囲であるということによろしいでしょうか。

はい、よろしいです。

この中でも特にミナンカバウ文化が優勢な地域というのはどの辺りでしょうか。

一番、ミナンカバウ文化の影響を受けているのは、この地図によると西のほうです。

このミナンカバウ王国の範囲の中に、今回プロジェクトで影響を受けたコトパンジャン地域は入ってるでしょうか。

ミナンカバウ地域にコトパンジャンは入っています。

この地図ですと、バンキナンという町が記されてるんですが、その西側部分がコトパンジャン地区だということによろしいでしょうか。

はい、そうです。バンキナンの西側になります。

証人の意見書では、ミナンカバウ文化圏にはルハック・ナン・ティゴという地域とランタウという地域があるということなんですが、コトパンジャン地区はどちらに属するでしょうか。

コトパンジャンはランタウ地区に属しています。

証人の意見書にある、ルハック・ナン・ティゴなんですけど、これはダレックと呼ばれることもあるんでしょうか。

はい。ルハック・ナン・ティゴはダレックとも呼ばれることがあります。

学問的にいうと、どちらの方がより正確な呼び方でしょうか。

内陸部にあるので、ダレックと呼ばれるほうが多いです。

ミナンカバウ文化も地域において、それぞれ独自性があると思いますが、ダ

レックとランタウとでは、以下説明してもらおうミナンカバウ文化の基本的な特徴は同じでしょうか。

この二つの地域は二つとも隣り合っているんで、その文化の特徴は同じと言っていいと思います。

次にミナンカバウ人の人類学的特徴についてお伺いしますが、ミナンカバウ人はマレー民族に属するという事によろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

このミナンカバウ民族を他のマレー系民族と区別する特徴は、どういう点にあるでしょうか。

違いと言えば、家族のシステム、家族制度が違います。ミナンカバウの人たちは母系制です。それから伝統行事というものも違ってきます。

今、ランタウという言葉、証人、使ってませんでしたか。

ミナンカバウ人の特徴としてムランタウというのが好きだと。ムランタウというのは移動して歩く、移動するという事ですかね。一つの地域からよそへ出ていくという、そういうことが好きな、あるいはそういうことをよくする習慣を持っているというのがミナンカバウの人たちの、ほかのマレー系の人たちとの違いということなんです。

次にミナンカバウの特徴である家族制度についてお伺いするんですが、ミナンカバウの家族制度の最小単位はどのようなものでしょうか。

一番小さいのはサパルイックという単位で、これは一つ腹ということで、幾つかの家族が同じ母親から出ているという、そういう最小点がサパルイックです。

サパルイックの中で、父親はどのような役割を果たしているのでしょうか。

父親はこのシステムの中では再生産の役割というか、生殖の役割、繁殖の役割ということですから、普通は夜にその家へ来るだけです。

このサパルイックの住居はどのようなものでしょうか。

ここでの家というのはルマ・ガダンという家です。後ろの部分に部屋が幾つかあって、そこで奥さんが主人が夜やって来るのを待っているということです。

甲A第87号証を示す

30ページ、31ページを示します。ここに図3、図4ということで家の絵とかが書いてあるんですが、これが今証言していただいたルマ・ガダンでしょうか。

はい、そのようなものです。

今、説明していただいた家族制度というのは、ミナンカバウの伝統的な家族制度だと思いますが、この家族制度の中での父親の位置について変化はあるでしょうか。

はい。確かにどんな文化でも変化というものはあるんで、特にこの20年、30年の間に大分変わってきてまして、その奥さんの家に住むという父親も出てきてます。

そうすると、父親が結婚すると、奥さんの両親と同居することも出てきてると、そういうことでしょうか。

はい、奥さんと一緒の家に住むということもあります。

このサパルイックの指導者ですが、これはどういう人になるのでしょうか。

この指導者になるのは、トゥンガナイという称号を持った人で、これはその家の宗教的指導者ママック・ルマ、あるいはまた奥さんの兄弟である一番年上の男性になります。

このトゥンガナイは最年長の兄弟がなると、そういうことでよろしいでしょうか。

奥さんの兄弟ということじゃなくて、奥さんの家にいる親戚、その中の最長がなると。

このサパルイックの上にある親族組織ですが、これはどういうものでしょうか。

その上にあるのはカウムという組織、あるいはサパユアン。このサパユアンというのは同じ祖先を持つ幾つかのサパルイックから成ってます。

サパユアンとカウムというものは、同じものを意味してるんでしょうか。

はい、同じものですが、人類学的には普通はサパユアンというのがよく使われます。

サパルイックの上にあるサパユアンという親族組織ですが、これはどのような状況で住んでるんでしょうか。サパユアンという親族組織の人たちはどんな形で住んでるんですか。

サパユアンの人たちは幾つかのサパルイックに分かれて住んでいて、それは非常に近い所にあります。しょっちゅうお互いに行き来してるというか、お互いに付き合いがあると。

そうすると、サパユアンという親族組織の人たちは近い所で固まって住んでると、そういうことでいいでしょうか。

はい、そうです。

このサパユアンの指導者はどういう人になるんでしょうか。

プンフルという人が指導者です。

このプンフルという人はどんな役割を果たすんでしょうか。

サパユアンの中で一番影響力を持ってる、最も年上の長老です。

サパユアンの発音は、サパユアンなのかスプユアンなのか、その点をはっきり教えてくださいと聞いてください。

サパユアンです。

このサパユアンの上にある親族組織、これはどういうものでしょうか。

スク、またはサスク。

このスクの構成員ですね、この人たちはどのような形で住んでいるんでしょうか。

このサスク、一つのスクでもやっぱりお互い同士近くに住んでいて、これは幾つかのサパユアンが集まって一つのスク、サスクを作ってます。

このスクの指導者ですが、これはどういう人になるんでしょうか。

この指導者はプンフル・スクと言います。これはそのスクのいろいろなことを行いますけども、自分がいろいろ責務を行うに当たっては、そのほかにマンティという事務長というか、セクレタリーに当たる人が手伝ってくれる。それからマリムという宗教関係のことを執り行う人が手伝ってくれる。それからもう一人、ドゥバランというのが治安関係、それを行う人が手伝ってくれるということです。

この指導体制というのはアダット、慣習法に基づいて決まってることでしょうか。

はい、そうです。

このスクがミナンカバウ社会にあって、いろいろと発生する問題に対し対応する社会組織ないしは親族組織として、最も中心的なまとまりとなるものかどうか。

はい。このプンフル・スクが一番上の責任者として、いろいろなスクの中で起こった問題の解決に当たります。

このスクのまとまりを象徴するものとして、どのようなものがありますか。

三つありまして、一つは名称です。各スクには名称が付いてます。それから二つ目はタナ・ウラヤットという共有財産である土地です。それからルマ・カダン、バライと言われるいろいろな問題を解決するために会議が開かれる場所、その三つが代表するものです。

スクの名称ということなんですが、これはそのスクの名前というものはスク



の人たちは非常に大切にしているんでしょうか。

ええ、もちろん名称というのは大切にしていますし、それを使って、そしてそれはスクの一つの象徴として見えています。

スクには、スクの宝物というのがあるんでしょうか。

はい、あります。

そうすると、スクは名前とか、タナ・ウラヤットとか、集会所とか、バライですね、宝物とか、そういうものを大切にしまとまりを表していると、そういうことでよろしいでしょうか。

はい、そうです。

甲C第19号証を示す

写真を示します。写真番号の1の13と2の14を示します。この2つの写真、ここには説明として廃墟となったルマ・ガダンというふうに書いてあるんですが、これが先ほど説明があったスクの象徴の一つであるバライ、集会所ということなんでしょうか。

はい、そうです。

これはタンジュン村にあるルマ・ガダンなんですが、証人はこのルマ・ガダンを見たことはあるでしょうか。

はい、見たことがあります。

ミナンカバウ族ではこのスクはどのような歴史を持っているのでしょうか。簡単に説明してください。

最初このミナンカバウには四つのスクがありました。ボディ、チャニアゴ、コト、ピリアンという四つの主要なスクがありました。どんどんこの住民が増えていって、その結果、現在では非常にたくさん、恐らく100のスクがミナンカバウにあると思います。

ミナンカバウ社会では土地はどのように相続されていくのでしょうか。

女性の母親の女の子供だけに相続されます。

母系で母親から娘へと相続されるということによろしいでしょうか。

はい、そうです。

この相続に当たって、娘さんが何人かいる場合、娘さん同士の間ではどのようなふうに相続されるのでしょうか。

土地は与えられるものであって、土地の権利が相続されるということで、例えば3人娘がいた場合は、最初の年はその土地全部を一番上の娘が利用すると。2年目は2番目の娘、3年目は3番目の娘がその土地を利用するという。そしてまた元へ戻って1番目、2番目ということで替わっていきます。

そうすると、娘さんが何人かいる場合は、一人の人だけが土地を使える、相続できるということではなくて、皆さんがそれぞれ相続すると、そういうことでしょうか。

はい、そうです。

その相続される土地、これはどんな土地でしょうか。どんなことに使われている土地でしょうか。

相続される土地というのは経済的な意味を持つてると。経済性があるという土地で、その土地は田んぼとして使ったり、畑として使ったりします。

この土地ですけれども、この土地を売って処分してしまうという事はできるのでしょうか。

いえ、売ることはできません。

そうすると、ミナンカバウ社会ではサパルイックが使ってる土地について、売って処分してしまうという事はできない仕組みになってるということではないでしょうか。

処分することはできません。

そうすると、ミナンカバウというのは土地というものを非常に大事にしてる

社会だと、そういう理解でよろしいでしょうか。

はい、そうです。

次に、ミナンカバウ社会において新たな土地にナガリが形成される発展過程を少し説明してください。

ナガリはミナンカバウ社会では一番最高にある組織です。タラタックというのがそのナガリの一番最初発生したものです。最初にタラタックができたのは、まず畑を開墾したり、農園を耕したりするときにできました。そこにはその畑や農園を見守る小屋が建てられました。

タラタックというのは日本語で言えば開拓地、開発地、そういう意味合いのインドネシア語ということでもいいでしょうか。

はい、そうです。農業開発です。

そしたらタラタックから始まって、どうふうにナガリまで発展するかを説明してください。

まずタラタックが発展してドゥスンという集落を作ります。ドゥスンにはもちろん田んぼがあります。そのドゥスンの住民が増えて家も多くなってきますと、ドゥスは発展してコトになります。そのコトから住民が増え家も増えると、それが発展してナガリになります。このナガリは単なる人々が住む居住地域というだけではなくて、ミナンカバウ中では最も高い行政単位であります。そこには宗教関係の施設、  
平静を保つために平静関係の施設、それから娯楽施設などもあります。ナガリはほかのナガリ、あるいはほかの団体から社会的、あるいは政治的に自立している組織でしょうか。

はい。このナガリにはそれぞれ独自の行政権というか、主権を持てますんで、ナガリができたなら、一つのナガリにはほかのナガリが干渉することはできません。社会的に最も高い単位でありますから。

そうしますと、ナガリというのはミナンカバウの伝統としては、一つの村落

国家のようなものでしょうか。

はい。研究者、学者の間では、ミナンカバウにおいてはナガリは一つの独立国だと、共和国だということを言う人もいます。

このナガリの下での指導体制、これについて御説明ください。

ナガリの政治統治システムとしては、統治行政はプンフルごとで行われます。このプンフルの中からプンフル長というのが選ばれて、それが協議をして行政を行います。

ナガリの下ではプンフルらの協議会というものが組織されるわけですね。

はい、そうです。

そこの長である指導者、プンフル長というのはほかのプンフルたちと、長とはいえ、同等の立場に立つ者でしょうか。それともほかのプンフルたちに対して優越する力を持つのでしょうか。

ミナンカバウの伝統によれば、クバラが地位が高い、権力が高いということとは言えないで、原則は同じです。あえて言えば少し高い。それが一枝分とか、一本分とかいうような高さであると。原則的には同じです。地位の高低の違いはほんの少しあるだけということです。

そうしますと、プンフル協議会の中での決定というのは、同等の立場に立つプンフルたちが協議して決めると、そういう民主的な決定方法を取ってるといふことでよろしいでしょうか。そういうふうに考えていいでしょうか。

はい、そのとおりです。

このプンフル協議会の決定方式なんですが、これは多数決なんでしょうか。全員一致なんでしょうか。

協議会でいろいろ話し合っ、余り意見がない場合もありますけれども、全員が賛成しない場合は賛成するまで話し合っ、いくと。多数決という決定法はありません。

そうしますと、ナガリの中で何か問題が発生した場合、これについてはどの

ような形で解決が図られるのでしょうか。

ナガリの中には、スクとかサパルイックとかサパユアンというのがありますけども、個人的な小さい問題の場合は一番下の段階から始めてだんだん、それでも解決しなかった場合は上に行くということで、最終的にはプンフル協議会でありますけども。解決できるものは下の段階で解決する。

このミナンカバウ社会で、伝統的な物事の解決したり決定したりする場合の仕方というのは、そのサパルイックとかサパユアンとかスクとか、あるいはナガリ全体、それぞれで協議をして物事を決めていくと、そういうシステムを取っているという理解でよろしいでしょうか。

はい、そうです。

次にミナンカバウにおける共有地のことについてお聞きします。タナ・ウラヤットのことですね。ミナンカバウではパユアン、スク、ナガリ、それぞれのレベルにおいて共有地、タナ・ウラヤットと言うと思うんですが、これを持っているのでしょうか。

はい、そうです。

甲B第46号証を示す

日本語訳で10ページ、原文が8ページになります。ここの真ん中の所に、カウムとかスクが持っている土地がどういう土地かについて説明してくれているんですが。カウムやスクの共有地、タナ・ウラヤットの内容はここに書いてあるとおりということでもよろしいでしょうか。

はい、そうです。

こうしたタナ・ウラヤットがミナンカバウ社会でどういう意義を持ってるかについて、少し説明してください。

タナ・ウラヤットの意味は非常に社会的な意味を持っております。各スクなりカウムは広いタナ・ウラヤットを持っていれば、そのスクは

より社会的な地位が高いとみなされます。例えば広い土地を持ったスクやカウムは非常に社会的な地位も高いとみなされるので、スクやカウムのプンフルたちがその地域での、そのスク、カウムでの非常に高い行政の職を、政治的な行政の地位を握ることになります。それからマリムやその補助者、そういう人たちもその広い土地、タナ・ウラヤットを持ったスクやカウムのプンフルたちから選ばれます。

スクやナガリはこの共有地、タナ・ウラヤットを売って処分することはできるのでしょうか。

これはカウムと同じように、スクであれナガリであれ土地所有権というのは持ってないです。ですから土地を売るということは当然できません。売ることはできませんけども、他のナガリにそれを使用する権利は譲ることはできます。ですから、その他のナガリが使い終わったら、またそれを返してもらおうと、そういうシステムになってます。

そうすると、スクやナガリのレベルでも、土地自身を他のナガリ、あるいは他の団体に永久的に売ってしまって渡してしまうということとはできないという理解でよろしいでしょうか。

いいえ、できません。

次にミナンカバウ社会の生業、なりわいについてお聞きします。ミナンカバウ社会では何が生業でしょうか。

生業といえば農業ですけども、田んぼや田畑を耕すということです。そのほかに商業をする者もいますし、牧畜をする人もいます。それからいろいろな魚を取るといふ漁業をする人たちがいます。

農業の中で中心的な作物は何でしょうか。

稲です。

ほかにはどういうものがあるでしょうか。

芋とか豆類、そのほか小さな栽培です。香辛料ですね、唐辛子とかそ

ういような小さな栽培物です。そういうものを含めて、主なものは芋類、豆類ということです。

商品作物も栽培されてるでしょうか。

もちろん今言ったような物もお金になることがありますけども、換金作物としてはゴムを植えてる人もいますし、コーヒーやヤシ、そういう物も植えてる人たちもいます。

先ほどミナンカバウ社会の生業の中で、商業というものがあつたんですが、ミナンカバウ人の商業というのはどのような商品を取り扱っているんでしょうか。

主に彼らが扱う商品としては、自分たちの村やナガリで取れた作物、それをよその村に売るといふことで、その代わりに今度はよその地域から村が必要としてる物を持ってきて商売をすると、そういうふうな形です。

そうしますと、ミナンカバウ社会における生業というのは農業や漁業のように、そもそもその場所と密接に結び付いてるものだけじゃなくて、商業のように必ずしも出身地に拘束される必要がないものでも、実際には出身地と結び付いて成り立ってるものだと、そういう理解でよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

(休廷)

原告ら復代理人奥村

次にコトパンジャン地区の特徴についてお伺いするんですが、ミナンカバウ社会の中でも、本件プロジェクトが行われたコトパンジャン地区で最も特徴的な点というのはどういう点でしょうか。

このコトパンジャン地区はランタウ地域に属しますので、そのランタウ地域というのはたくさんの川が流れているので、ランタウ地域の特徴としては川にかかわる生活といふことは言えると思います。

そのように川の多くある地域で、川沿いに居住しているということがコトパンジャン地区の住民たちのアイデンティティーにどういう意義を持っているのでしょうか。

社会的にも経済的にもコトパンジャン地域は川に非常に密接な関係があります。ですから川にかかわるいろいろな事柄、地域の成り立ち、それから民話等もすべて川に関係しています。もちろん彼らの耕す田んぼや畑、経済的活動、田んぼや畑を耕すということも川に関係してきますし、バリマウとかトゥールン・マンディ等々の伝統的な行事もすべて川と関係しています。

今、トゥールン・マンディとかバリマウとかの文化的な伝統について言及していただきましたが、これらの文化的な伝統はミナンカバウの中核地帯ダレックの文化的伝統と比較して、独自の発展をしてきている部分があるのでしょうか。

もちろんダレック地方にもバリマウやトゥールン・マンディという習慣はありますけれども、これらは余り川とは関係がない。川との関係が小さいということです。その一方、コトパンジャンやその周辺地域のバリマウやトゥールン・マンディの習慣は完全にその多くが川と関係しています。

水の利用の仕方について、このコトパンジャン地区でミナンカバウの中核地帯であるダレックと比較して、何か特徴があるのでしょうか。

ダレック地方では水は非常に少ないので、限られた水を利用すると。それは泉であったり、小さな川であったりということですから、それは市長ですか、村長ですか、という人が指導している一つの組織によって、その水の利用が統制されている。その一方、コトパンジャンやその周辺は水があふれるほどたくさんありますので、一つの組織ではなく、幾つもの組織がその水を使ってはできるということです。



そうすると、ミナンカバウの中核地帯であるダレックほどには、水をきちつと管理する組織は発達してなかったということでしょうか。

私は反対に理解してました。ダレックの方は水が少ないんで、水を管理する組織というのは各村ごとに、地域ごとにたくさんあると。それでそういう水を管理する組織がダレックの方は発展してる。ところが反対にコトパンジャンの方は水があふれるほどあるんで、一々管理するそういう組織を作る必要がないんで、水の管理は発展してないということです。

川沿いに住んでいたということがコトパンジャン地区の住民たちの生業、経済活動にどういう影響を与えていたでしょうか。

もちろん彼らが川沿いに住んでるということは川と非常に関係があると。田んぼを耕すのにも、開墾するのにも、川と関係がありますし、畑ももちろん川と関係してくる。それから漁業にしても魚を取るということは川と関係していますし、彼らの住居も川沿いということになってます。

このコトパンジャン地区ですけれども、ここはダレックに比べて畑作、焼畑も含むんですけれども、焼畑とか畑ですね、これの産業は盛んだったでしょうか。

コトパンジャン地域のほうが稲作は少なくて、ダレック地方と比べると稲作は発展していません。

そうすると、コトパンジャン地区ではダレックに比べて、焼畑や畑が盛んだということに理解してよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

コトパンジャン地区では、焼畑の跡地などを利用したゴムの生産というのは盛んでしょうか。

ゴムの栽培というのはコトパンジャンでは非常に重要な意味を持って

いるんで、非常に進んでいると言えます。この歴史をさかのぼるとコトパンジャン地区のゴムの栽培、生産ができたのは1930年代だと思えます。

コトパンジャン・ダム建設によってコトパンジャン地区の住民たちが移転させられた移転地についてですが、従前、住んでいた所に比べてどういう特徴がありますか。

新しく移った地方は、もちろん彼らの前にいた居住地とは全く違っていて、そのほとんどが新しい居住地というのは山岳地帯にある。丘陵地帯にある。そして当然川からは遠いですから、水も少ない。土地に引く水も余りよくないし、土地も肥沃ではありません。

まず水が不足する山岳地帯ないし丘陵地帯に移転させられたということで、現地の住民たちは現在どんな影響を受けているのでしょうか。

社会的には非常に変わって、新しい居住地では前の居住地のスクとかが、一緒に、前のおりと同じように集まること、あるいは住むことはできなくなってしまった。全く別々な所に移された人もいますから。

水が不足する丘陵地帯に移転させられたことで、水が不足しているという、そういう特徴があるという説明だったんですけどね。そういう水が不足する丘陵地帯に移転したということで、今の住民たちはどういう影響を受けていますか。

もちろん水の少ない所に移住させられましたんで、水に関係する伝統というものはできなくなってしまったということで、例えばさっき言ったバリマウとか、トゥールン・マンディとか、それから舟の競争ですか、そういう川に関係ある伝統行事というのができなくなってしまったという影響を受けてます。

水が不足しているということで、住民たちの生活について何か困るようなこと

は生じているでしょうか。

もちろん水が足りないということで、水田耕作もできなくなってますし、畑も土地がやせているのでこれも余りうまくいかない。そういうことで彼らは経済的な困難というものを被っています。

以前、コトパンジャン地区では焼畑等による開拓が行われていたんですが、これについては現在、どういう状況でしょうか。

現在はそういうことはできませんし、それはありません。

どうして現在はそういうことができないんでしょうか。

それは彼らが住んでいたコトパンジャンの周辺というのは、ほとんどが森、ジャングルで、それは農園の所有権になってるんで、そのジャングルを開発することはできないからです。

今回の移転に当たっては、新たな移転地での居住地の割当てがくじ引きで行われましたが、このことは住民たちにどういふ影響を与えましたか。

このくじ引きによる割当てということで、前にいた村から来た人たちは、それぞれ前のカウムとかスクがまとまって住めなくなってしまったんで、そういう悪影響も出ています。

以前のミナンカバウ社会では、スクごとにまとまって住むというのが、伝統的な居住の仕方だったと思うんですが。それがばらばらになったことによつて、住民たちの生活とか文化にどんな影響がでてるでしょうか。

新しい居住地に移されたために、そういうくじ引きで割り当てられたということで、スク単位では住めなくなったということで、プンフルの役割も減ってしまったということですね。それから特に重要なのは土地に関して、新しい居住地では土地は家族長、世帯主に与えられたということですから、伝統的な土地の所有方法というのが失われてしまって、その家族長、世帯主に与えられた土地というのは売却することができるといふふうに変わってきました。

今の各世帯主に土地が配分されたということは、伝統的なミナンカバウのあり方と特にどういう点で異なるのでしょうか。

一番の違いは、世帯主に分配されたということは、完全にミナンカバウの伝統に反するものであります。世帯主に分配されたということは父親あるいは男性に与えられたということで、しかも売ることができるということで、これはミナンカバウの伝統とは大きく違っている点です。

次に世銀のガイドラインに関することをお伺いしますが、世銀の非自発的移住に関するガイドラインを踏まえたと、本件プロジェクトに伴って行われた住民移転にはどういう問題があったと考えられるのでしょうか。

世界銀行のガイドライン、これを見ていると、こういう計画には住民の参加というものが非常に重要視されてると、そういうふうに自分は理解してます。ですからこの移住される人たちが、必要とあれば自分たちの望む所へ移されるというふうにすべきだと思います。

#### 乙A第1号証を示す

これは世界銀行の非自発的移住に関するガイドラインですが、このガイドラインの中で特にどの辺りが、本件移転の関係で重要だというふうに証人が考えられたのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

7項と10項の住民の参加、特に第8項。重要なのは移住される住民が移住の前に、そういう移住に関する会議や合議ということに参加するというふうにしてあるんで、それが一番重要だと思います。

ガイドラインの場所としては、第7節、第8節の所ですね。

7、8、9です。

ほかにこのガイドラインを見ていただいて、重要だと感じる点はありましたか。

13節の3番です。これから移住する割当て地域に関する問題です。

この世銀のガイドラインの13節の所で、特にどういう所が本件プロジェクトの関係で重要でしょうか。

この2項に書いてある、移される場所には住む場所と土地も一緒に付いていると。自分たちの望む所に移されると、それが重要であるというふうに書いてある。

今の点、ちょっと通訳が違ってるので、もう1度、同じ質問をして答えてもらえますか。

新しく与えられた土地というのは、その条件は前に彼らが住んでいた所と同じと、そういう条件であるということです。

この世銀のガイドラインにはほかにもいろいろなことが書いてありますけれども、このガイドラインがちゃんと守られた場合には、本件において発生したような住民たちの被害を防ぐことができたでしょうか。

物質的な補償という問題で、多少問題が残ったとしても、その条件が満たされれば、恐らく大きな問題は起こらないと思います。

その多少問題が残る点なんですけど、これは物質的な点でしょうか、それとも非物質的な点でしょうか。どちらでしょうか。

非物質的な点です。

裁判長

どういうことですか。

非物質的な問題というのは残りますけれども、大部分の所では問題は起きないと思いますと。

原告ら復代理人奥村

そうすると、物質的な点については大部分の所では問題は起こらないと思いますということですね。

はい。

甲B第51号証、52号証を示す

これは本件プロジェクトで行われた環境管理計画RKL、それから環境モニタリング計画RPLと呼ばれているものですが、これらの報告書は読んでおられますね。

はい、読んだことがあります。

これらの調査には、ミナンカバウ文化について一定の記載があるんですが、これらの調査報告書を読んで、証人はどんな印象を持ちましたか。

私はこの報告書は評価しております。しかしながら若干間違いの結論もあります。その結論というのは、その否定的な部分を非常に矮小化しているという点が見られるので、それは間違いだと思います。

今、通訳で、証人は「この調査を評価してます」というふうに、通訳がされたんですが、証人はこの調査を評価してますか。

はい。確かに自分はこの報告書は評価してると言いました。これは一つの調査の結果ですから。もちろん間違いはあります。

今、通訳からは「評価してる」というふうに翻訳がされてるんですけど。この「評価する」の意味なんですが、評価してるということなんですが、この調査は尊重するという意味ですか。それよりもっと更にほかの意味があるんでしょうか。その「評価する」の意味をもう少し説明してください。

裁判長

質問が「評価する」と聞いてますからね。そこは質問のほうを工夫していただかないと、もともとどうしようもないと思いますよ。ちょっと裁判所から聞きましょうか。RKLとRPLについて、証人はその内容についてはおおむね肯定的評価をされているんですか。

一つの調査の業績としては、これは評価しています。しかし間違いがあります。その間違いは決してあってはいけない間違いが中にはあるということです。

原告ら復代理人奥村

そのRKLなんですからけれども、具体的にはどんな点が間違っているのか、説明してください。

27ページの所に、その調査した人たちは、ダムによって水没する地域は全体の15パーセントだけだと、そういうふうには書いていますけれども、確かに15パーセントですけれども、それは住民たちにとっては大切な田んぼを耕したり畑を耕したりするために、非常に重要な土地なので、そういう書き方をするとそれは非常に危険だと思います。

甲B第51号証を示す

RDの27ページ、訳文は付属書のほうの14ページを示します。今、指摘されたのはここに記載がある所、原文のほうの真ん中よりちょっと下ですけれども、ここに書かれてる所のことですね。

はい、そうです。

ほかにどういう点で、このRKLの記載に間違いがあるんでしょうか。

調査者がミナンカバウの人は外へ出ていくということがあるので、それはスマトラ島から出ていき、ジャワに行ったり、マレーシアに行つた人たちもいると、こういうふうには書いてあります。ですからコトパンジャン住民たちが一つの場所から他へ移るということは、ムランタオではないということで、問題は起きないと、その調査者たちは述べています。

RDの48ページを示します。訳でいいますと付属書のほうの23ページです。原文ですとRD48の一番下の段落、このことについて今証言いただいたんですね。

はい、そうです。

この記載がどういうふう間違ってるということでしょうか。少し説明してください。

ミナンカバウの人たちにとってムランタオというのは海外へ行くとい

うことです。海を越えていくという、海外というのには正に文字通り海の外ですから、外国という意味じゃなくて、海を越えていくということです。ですから一つの村から他の村へ移るということは、海を越えていないので、これはムラントオとは言えないということです。これは一つの前の村から新しい村へ移動する、移住するということは、海を越えているということではないので、問題は起こらないというふうに書いてあります。

今、証言いただいたのは、RKLの記載内容がそういうふうになってるということをお証言くださったんですね。

はい、そうです。

RDの48ページを再度示します。ここの記載内容については分かりましたので、ここの内容がどういうふう間違ってるのかということについての証人の意見を説明してください。

一つの村から他の村へ移動するということは、海を越えるわけではないですから問題は起きないと書いてありますが、実際には問題が起きているということで、これは間違っているということです。

このRKLで、ほかに間違ってる点はあるでしょうか。

はい、あります。

どういう所でしょうか。

そこには非常に短い期間で調査を行ったと書いてあるので、そういうんではちゃんとした結果は得られないという意味で、間違っているということです。

被告国際協力銀行代理人二本松

甲B第46号証を示す

原文の1ページ、訳文の1ページを示します。証人は、証人の意見書において、ミナンカバウ地域の、社会・文化的特質は「これまでの被害者擁護の闘



争でもほとんど言及されていない。」と述べていますが、ここで言う「被害者」とは本件訴訟の原告らと理解してもよろしいでしょうか。

言えないとも言えないですけども。というのはそのコトパンジャンでダム建設の被害者というのは、ほぼすべての人たちですから。でもその人たち全員がこの訴訟の原告団に加わってるわけではないので、そうでもないということです。

「被害者」にコトパンジャンの被害者が含まれるということでしたが、ここで「被害者擁護の闘争でもほとんど言及されていない。」ということは、コトパンジャンの被害者らがこれまでミナンカバウ文化の社会・文化的特質の擁護を求めたことはないということでしょうか。

もちろん全部じゃないとしても、多くのコトパンジャンの人たちもこの闘争にはかかわってます。外からの人たちがいろいろこの擁護闘争に加わっているのはもちろんですけども、コトパンジャンの人もこれに参加していないということはないです。

#### 裁判長

今聞かれてるのは、ミナンカバウ文化の特質に触れられていないということ、そのことについて最初のうちはちゃんと言及する人がいないから、それについて外部の人が理解することも難しかったんじゃないかという趣旨なんですよ。そこはいかがですか。

無いとは言っていないです。少しだと言ってるんです、ここでは。少しはいたと。ここには文化のことを言った人たちが取り残されているということは。

#### 被告国際協力銀行代理人二本松

次の質問に移ります。ミナンカバウ文化圏はインドネシア共和国政府の主権に服しているのでしょうか。

はい、そうです。

証人は自身の甲B第46号証の意見書において、ミナンカバウの伝統的規則について触れていますが、この規則とはいつごろ作られた規則なのでしょう  
か。

残念ながら、それに対する情報はありません。

インドネシアの裁判所は、この規則を法源として判決を下すことはできます  
か。

インドネシアでは法律が二つあります。一つは国が決めた国の法律、  
もう一つは習慣に基づく法律というのがあります。ですから習慣に基  
づく法律に従って判決を下すことはできます。

甲B第46号証を示す

原文の9ページを示します。訳文では11ページです。証人はここで「現地  
の慣習法の規定に基づいて彼らの移転が執り行われることはなかった。」と  
述べていますが、具体的には慣習法の中のどのような規定に基づいて行われ  
るべきだったと言っているのでしょうか。

ミナンカバウの習慣の規則では、一つのナガリの人たちは全員が同じ  
所に移されるべきであるということです。

証人は先ほどの原告の尋問で、移転後の村には4回行ったというふうにおっ  
しゃっていましたが、移転前のコトパンジャンに行ったことはありますか。

あります。

いつごろですか。

今年の4月と6月。

裁判長

いやいや、ダム建設前に行ったことがあるかということです。ダム建設前に  
行ったことがあるか、それはいつごろ行ったのですか。

ダム建設前は行ったことありません。

被告東電設計代理人名取

主尋問で、ミナンカバウの伝統の特質の一つの通い婚、結婚して夜だけ夫が妻のもとに行くと。こういう特質が二、三十年の間に変わってきたというお話がありました。間違いないですね。

はい、そうです。

まだ今でも残ってるんですか、通い婚の制度。

そのような伝統は、まだミナンカバウ全体では残っています。

そのような変化が起こった理由は、先生はどのように考えていますか。

これは理由の一つは、土地に対する結び付きというのが薄くなってきている。それは特に都会地域においてはそういう土地に対する結び付きが弱くなっているということで、変化が起きてます。

このダム建設とは特に関係ないわけですね。

コトパンジャンに関してだったら、ダム建設に関係あります。

通い婚が無くなったこととダム建設、関係あるんですか。

新しく移住した所では、土地や家が全部だんなさんの名前になっているので、だんなさんと奥さんが一緒に、夫婦が一緒に住んでる。それはだんなさん側の名前になっている家です。

通い婚の消滅と母系相続、これは関係ありますか。

それはあります。

通い婚の消滅によって、母系相続が変化してるという事実もありますか。

はい、あります。

その変化は30年くらい前からということですか。

多くは30年前から変化したと思います。

原告ら代理人奥村

ミナンカバウ文化は大きく変わってきてるということですが、もちろん文化ですから変化はあると思うんですが、基本的なところは現在も同じだということでもよろしいでしょうか。それとも今日、説明した内容と、今のミナンカ

バウ地域の文化の状況は違うということでしょうか。

全体的には同じと言えます。若干の変化はもちろんありますけど。

以 上